

【概要版】西条市成年後見制度利用促進基本計画

期間：令和4年度～令和8年度

1 計画策定の背景と意義

「成年後見制度利用促進法」制定

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がい等があることによって、財産の管理や日常生活等に支障がある人々への権利擁護支援のニーズは高まっており、地域社会全体で支えていくことは大きな課題となっています。国は、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障がい者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「利用促進法」という。）を平成28年5月に施行し、利用促進法に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「国基本計画」という。）を策定しました（平成29年3月閣議決定）。

市町村は基本計画を策定

利用促進法の制定により、成年後見制度の利用の促進に関する国の責務や地方公共団体の講ずる措置について明示され、市町村に対しては、国基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものと示されました。それを受け西条市では、市内の高齢者・障がい者等が住み慣れた地域で生活できるよう、成年後見制度に対する方向性を示し、取り組みを継続的・体系的に実施していくため、「西条市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定いたしました。

○成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がい等の理由によって判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益を被ったり、尊厳が損なわれたりすることのないように支援する制度です。判断能力が不十分な人が利用する「法定後見制度」と、判断能力があるうちにあらかじめ将来のことを決めておく「任意後見制度」の2種類があります。

（1）法定後見制度

すでに判断能力が不十分な人を家庭裁判所に申立てを行うことにより、家庭裁判所が選んだ「成年後見人」「保佐人」「補助人」と呼ばれる支援者（以下「成年後見人等」）が、財産管理（不動産や預貯金等の管理、遺産分割協議等の相続手続き等）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結・履行状況の確認等）等の法律行為を支援する制度です。法定後見制度は本人の判断能力の程度等に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられています。

類型	後見	保佐	補助
対象者	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人

（2）任意後見制度

認知症等で判断能力が不十分となった場合に備えて、将来、誰にどのような支援をしてもらいたいかという内容を決めて、公正証書により契約（任意後見契約）に従って任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。

2 西条市の現状と課題

高齢者の状況（高齢化率と認知症高齢者数の推移）

西条市の人口は減少傾向で推移している一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移しています。高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は年々増加していくことが見込まれ、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくものと考えられます。

【西条市の人口と高齢化率、認知症高齢者数の推移】

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口（人）	111,799	111,194	110,236	109,235	108,654
高齢者人口（人）	33,468	34,029	34,401	34,662	34,790
高齢化率（％）	29.94	30.60	31.21	31.73	32.02
認知症高齢者数（人）	3,638	3,464	3,598	3,879	3,959
高齢者人口に占める認知症高齢者の割合（％）	10.9	10.2	10.5	11.2	11.4

障がい者の状況（障害者手帳の所持者数）

西条市の障害者手帳の所持者数は、令和2年度で療育手帳所持者は1,221人、精神障害者保健福祉手帳所持者は726人となっています。手帳所持者の中には、判断能力が不十分で十分な福祉サービス等の需給が困難な場合、成年後見制度利用の必要性が高くなることが考えられます。

【西条市の障害者手帳所持者数】

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療育手帳所持者数	1,116	1,095	1,138	1,162	1,221
精神保健福祉手帳所持者数	548	577	638	684	726

成年後見制度の利用状況

西条市において、成年後見制度の利用者数は、令和2年には167人となっています。西条市の認知症高齢者数3,959人や障害者手帳所持者数1,947人と比較すると、利用者数は著しく少ないことが分かります。

また、令和2年における西条市の後見等開始の審判の申立ての内、後見が21件と全体の6割以上（63.6%）を占めており、保佐が10件（30.3%）、補助が2件（6.1%）、にとどまり、任意後見に至っては0件となっています。

このため、成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細やかな対応を可能とする保佐及び補助の類型や利用者の自発的意思を尊重する任意後見制度の利用促進を図るとともに、市民が適切かつ安心して利用できるような取り組みが求められています。

【西条市の後見等開始の審判の申立て件数】

単位：件

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
後見開始	18	17	15	17	21
保佐開始	7	4	2	8	10
補助開始	1	1	0	0	2
任意後見監督人選任	0	1	0	0	0

3 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方

目標

成年後見制度を必要な人が適切に制度を利用できるよう、国基本計画を勘案して、西条市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」及び地域連携ネットワークの「中核機関」の体制整備を行う。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割

権利擁護支援の必要な人の発見・支援	早期の段階からの相談・対応体制の整備
地域において、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。	早期の段階から成年後見制度の利用について身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、地域の支援体制を構築します。

地域連携ネットワークの基本的仕組み

○本人を成年後見人等とともに支える「チーム」による対応

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、親族や福祉・医療・地域の関係者、成年後見人等が「チーム」として関わる体制づくりをすすめます。

○地域における「協議会」等の体制づくり

成年後見制度に関する専門相談への対応や、家庭裁判所との、「チーム」を支援するため、法律・福祉の専門職団体や関係機関が連携する体制を構築します。

○地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくために、地域連携ネットワークの中核となる機関を整備します。

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

○広報機能

生活を守り権利を擁護する重要な手段である成年後見制度について啓発活動を行うとともに、そうした声を挙げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケース等を具体的に周知啓発していくよう努める。

○相談機能

地域の専門職団体等の協力を得ながら、中核機関が成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築する。

○成年後見制度利用促進機能

後見開始等の申立てを予定、検討している方等からの相談に対応し、状況に応じたアドバイスや専門職へのつなぎを行う。また、裁判所や専門職団体、法人と連携し、受任候補者の適切な選定や必要な支援体制の構築、担い手の育成や関連制度からのスムーズな移行等についても検討する。

○後見人支援機能

親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援する。

○不正防止効果

親族後見人等の孤立を防ぎ、日常的に相談等を受けられる体制を整備し、不正の発生を未然に防ぐ。

4 目標の実現に向けた具体的な取り組み

成年後見制度利用促進にあたっての目標の実現に向け、西条市は本計画期間においては以下の2点を重点項目として成年後見制度の利用の促進に取り組みます。

権利擁護支援の中核となる機関の設置・運営

○中核機関の設置・運営

西条市においては、包括支援課及び社会福祉課を西条市における成年後見制度利用促進の中核機関と位置づけ、その業務の中立性・公平性の確保に留意しつつ、中核機関を運営します。中核機関の設置後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークや中核機関が担うべき具体的機能について関係機関等と協議し、既存の社会資源を有効に活用しながら役割分担についても検討します。

◇中核機関における各課の役割

- ・包括支援課（包括支援係）：高齢者等相談窓口、中核機関運営
- ・社会福祉課（障がい者福祉係）：障がい者相談窓口

○利用者を中心とした「チーム」の形成

権利擁護支援が必要な利用者を中心として、利用者の身近な親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、福祉サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等により「チーム」を形成し、本人の意思を尊重した支援を行います。

具体的には、高齢者支援における「担当者会」や「地域ケア個別会議」、障がい者支援における「個別支援会議」等のメンバーを「チーム」として効果的に活用し、必要に応じて権利擁護に関わる法律・福祉の専門職団体の協力支援も受けながら利用者の支援方針の検討を行います。

○成年後見制度利用促進連絡会（仮称）の設置

西条市において法律・福祉の専門職団体や関係機関の協力・連携強化のため成年後見制度利用促進連絡会を設置します。連絡会では、各関係機関の成年後見制度にかかわる取り組みや課題の報告及び協議・検討を行い、情報共有に努めます。また、高齢者や障がい者等の権利と財産を守り、消費者被害の増加・深刻化を防ぐ観点から、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会としての機能についても、一体的に運営します。

成年後見制度の広報・啓発活動の強化

○市民へ向けた広報・啓発活動

市民を対象とした成年後見制度の普及・啓発に関する講座等の開催や、西条市ホームページに成年後見制度の利用に関するページを掲載する等、市民へ向けた広報・啓発活動を強化します。

○関係者へ向けた広報・啓発活動

福祉サービス関係者や民生委員、金融機関職員等に制度の理解を深めてもらい、制度の利用が必要と思われる方と相談機関とのパイプ役として活躍していただけるよう、関係者を対象に成年後見制度を活用した支援に関する研修会の開催等、連携体制の構築に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

5 計画の推進に向けて

計画の評価

成年後見制度にかかわる関係機関の協力のもと、庁内関係部署が連携して本計画を推進するとともに、中核機関において計画の確認と評価を行っていきます。

計画の進行管理

本計画に基づく、各施策及び事業の進行管理を行うとともに、効果等に関する評価を加え、改善を図ります。